

建設工事に係る委託業務における総合評価落札方式の 評価項目について

～地域貢献の評価項目に障害者雇用への取組等を新たに追加～

障害のある人の就業と自立を支援するため、平成26年度から建設工事に係る委託業務における総合評価落札方式の評価項目に障害者雇用への取組等を新たに追加し、企業における障害者雇用と障害者就労施設等からの物品や役務の調達を促進します。

【追加内容】

地域貢献の評価項目に障害者雇用への取組等を追加

1. 障害者雇用への取組（3点）

- ・法定雇用障害者数を超える障害者雇用を評価

2. 障害者就労施設等からの物品等の購入（1点）

- ・県内の障害者就労施設等からの物品調達額を評価

【追加後の評価方法】

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

価格評価点 = 100点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

技術評価点 = 技術提案 + 技術者・企業の能力 + 地域貢献
(104点) (30～50点) (50～30点) (24点)

※技術評価点の得点合計は最大100点とする

[技術提案]

- ・業務の実施方針
- ・具体的なテーマに関する
技術提案 等

[技術者・企業の能力]

- (技術者)
- ・保有資格
- ・継続教育
- ・同種業務の実績
- ・業務成績
(企業)
- ・業務成績 等

[地域貢献]

- ・建設部管内での業務実績
- ・技術者の居住地
- ・本店の有無
- ・大規模災害時の協定締結の有無
- ・障害者雇用への取組
- ・障害者就労施設等からの物品等の購入 等

* 技術評価点の内訳や評価内容については業務の内容毎に決定

【適用】

平成26年4月1日公告分から実施予定